

瑞穂市立南小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改定

令和2年4月1日改定

はじめに

ここに定める「瑞穂市立南小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・〈一定の人的関係〉とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人的関係を指す。
- ・〈物理的な影響を与える行為〉とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・瑞穂市の方針「いじめを見逃さない市、学校をめざす」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・学校の教育活動全体を通じ、互いの人格を尊重し、互いに高め合える人間関係づくりを推進することで、いじめを見逃さない学校づくりに努める。
- ・全ての児童が、「仲間を大切にする」「最後までやりぬく」ことを大切にして児童が安心でき、自己肯定感を感じ、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりに努める。
- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも「南小あったかの木」に多くのあったかい行動を掲示するなど適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・人権教育では、「人がうれしい気持ちになることをし、相手がいやな気持ちになる行動をしない」ことを根底にして、仲間を大切にすることを学級で話し合い、考えて学級宣言を作る。そして、その達成に向けて取り組むことで、人権感覚を高める。また、「人がうれしい気持ちになることをする、人がいやな気持ちになることをしない」を「南小あったか宣言」として位置づけ、南小の児童全員で心掛けるよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・瑞穂市のいじめ未然防止教育推進事業「学級集団アンケートの実施」して、その結果を活用する。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自

律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた確かな情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。また、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施する。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価の項目への位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定、学校評価における目標の達成状況の評価をし、評価結果を踏まえた学校におけるいじめの防止のための取組を改善する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にされた教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことであることを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）地域や家庭との連携

- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば「子どもを地域で守り育てる市民運動」のようにPTAや地域の関係団体と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、「瑞穂市いじめ問題対策協議会」や「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会）」の開催により、瑞穂市全体におけるいじめの未然防止について協議したりするなど、いじめの問題について地域ぐるみの取組を推進する必要がある。また、インターネットやラインなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(6) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

(7) 学校基本方針の周知

- ・学校のホームページへの掲載や学校だよりにより、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにする。
- ・学校基本方針を入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、当該学年主任 等

学校職員以外：学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官OB、PTA役員、 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）・学校運営協議会で「方針」説明・PTA総会で「方針」説明・各年度の開始時に児童、保護者に「方針」説明	「方針」の確認

5月	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（児童会・生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・児童生徒向けネットいじめ研修① ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施	
7月	・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・いじめアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告	
10月	・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会	
11月	・いじめアンケート（無記名）の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童生徒向けネットいじめ研修②	
12月	・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・児童会・生徒会の取組のまとめ ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・学校基本方針の点検、見直し	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに対策委員会（校内委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会（校内委員会）に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。その際、情報を適切に記録する。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめが、「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。①の「止んでいる状態が相当の期間継続していること」が必要で、この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。②は被害児童及びその保護者に対して確認する。また、この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

重大事態は「生命、心身又は財産に重大な被害」が認められるときで、○児童が自殺を企図した場合、○身体に重大な傷害を負った場合、○金品等に重大な

被害を被った場合、○精神性の疾患を発症した場合が想定される。

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。